

# 五條西中学校いじめ防止基本方針

五條市立五條西中学校

## I いじめの防止等に関する基本的な考え方

### 1. はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

五條西中学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国・県及び五條市の「いじめ防止の基本的な方針」に基づき策定したものである。また、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

### 2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3. いじめの理解

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って判断することが必要である。さらに、けんかやふざけ合いであっても、見えなところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害意識に配慮し、いじめに該当するか否かを判断することが大切である。いじめは、いつでも、どこにおいても、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するという特徴が見られる。

また、いじめを受けている生徒が、相談しにくい状況にあること、そして一方では、気付いてほしいという思いがあることを十分に理解し、日頃から生徒の表情や様子をきめ細かく観察しなければならない。

指導に当たっては、関係する生徒に対して、慎重かつ丁寧に対応し、生徒及び保護者との信頼関係を損なわないよう十分配慮することが肝要である。

また、特別な支援を必要とする生徒等は、いじめを受ける対象になりやすい傾向があるので、保護者との連携を密にし、適切な配慮を行うことが重要である。

## Ⅱ いじめ防止に向けた具体的な取り組み

### 1. いじめ対策委員会

いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制として「いじめ対策委員会」を設置する。

なお、本校では、校長・教頭及び生徒指導委員会（主幹教諭・生徒指導主事・学年主任・養護教諭）をその母体とし、実際に機能させるに当たっては、外部専門家（スクールカウンセラー等）や有識者（学校評議員・PTA役員等）、関係教職員（部活動担当者・人権推進教員等）等からも助言を得る。

いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。また、いじめ防止基本方針の策定や見直し、いじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなどPDCAサイクルで検証を担う。

### 2. いじめの防止のための取組

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

### 3. いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- 学期に1回はいじめに関するアンケート調査の実施
- 「個人別生活カード」等の活用
- 生徒がいじめ等の学校生活に関する相談ができるよう、教育相談体制の充実を図るとともに、子どもとの強い信頼関係を築いておく。

### 4. いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、いじめが解消したとみられる場合でも、いじめを受けた生徒の自尊感情が著しく低下したり、PTSD（心的外傷後ストレス障害）傾向を示したりすることが考えられるため、いじめを受けた生徒の心のケアや支援にも配慮する必要がある。

## 5. 地域や家庭、関係機関との連携

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

- 家庭訪問や三者面談、保護者会、学年・学級通信の発行等を通じて、平素から保護者との信頼関係を築く。
- 警察署、学校評議員、地域の方々との会議や会合を開催し、いじめの対応に協力を得るために、平素から連携を密にしておく。

## 6. 校内研修

職員会議や職員研修の中で、いじめの問題について定期的に取り上げ、教職員間で共通理解を図るとともに、いじめに関する情報について全教職員で情報共有を図る。

- 校内研修では、年に1回以上、各クラスの気になる生徒について取り上げ、全教職員で情報共有を図る。
- Q U検査等の結果を分析しながら、学級経営についての校内研修を計画する。

**【いじめ早期対応の手法】**

学校内で解決を目指す事象		学校内だけでは解決が困難な事象
いじめ事象の認知	対応が複雑又は困難であると考えられるいじめ事象の認知	深刻ないじめ事象の認知
↓ (報告) 学級担任・学年主任・部活顧問が対応 ↓ (報告) 管理職・生徒指導主事 ↓ (報告) 職員朝礼・職員会議 (事象・指導内容を全教職員で共有) ↓ 具体的な指導・支援へ	↓ (報告) 生徒指導主事・学年主任が中心に対応 ↓ (報告) 管理職 ↓ (24時間以内招集) いじめ委員会・関係教職員 (状況把握・指導方針・役割分担の決定) ↓ (招集) 職員会議 ・事象内容・指導方針・役割分担を全教職員で共通理解 ・必要に応じて警察等の関係機関へ相談	↓ (報告) 管理職・生徒指導主事 ↓ (招集) 緊急対策会議 いじめ委員会・関係教職員 市教委・県教委、警察・PTA 等 (管理職を中心とした状況把握・指導方針・役割分担の決定) ↓ (招集) 緊急職員会議 ・事象内容・指導方針・役割分担を全教職員で共通理解 ・全教職員が協働して事象の拡大防止と収束のための指導に迅速に取り組む



具体的な指導・支援 (報告・連絡・相談・記録を徹底しながら実施)		
加害者への指導 (毅然とした態度で対応)	被害者への支援 (共感的に受け止める姿勢で対応)	友人・知人・学級・学年への指導・支援 (みんなを守るという姿勢で対応)
<b>【伝えること】</b> ・いじめは決して許されない行為である ・いじめられた側の心の痛み ・自分の行為が重大な結果に繋がった <b>【確認すること】</b> ・カウンセリングの必要性 <b>【留意すること】</b> ・加害者の心理的背景 ・加害者が被害者になること	<b>【伝えること】</b> ・学校として「何としても守る」という姿勢 ・プライバシーの保護に十分配慮する <b>【確認すること】</b> ・身体の被害状況 (負傷している場合、病院での診察状況) ・金品の被害状況 ・警察への被害申告の意志 ・カウンセリングの必要性 ・適応指導教室等での対応の必要性 <b>【留意すること】</b> ・再発や潜在化	<b>【伝えること】</b> ・いじめられた側の心の痛み ・観衆や傍観者も加害者である ・プライバシーの保護 <b>【確認すること】</b> ・カウンセリングの必要性 <b>【留意すること】</b> ・観衆、傍観者が被害者になること

【参照】「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」奈良県教育委員会

**【いじめ防止のための取組年間計画】**

	取り組み	通年
1 学期	○いじめ防止基本方針の確認 (4月/職員会議) ○Q U 検査 (5月)    ○三者面談 (7月/個別相談) ○いじめアンケート (7月/期末テスト終了後) ○気になる生徒の情報交換 (8月/校内研修)	○生徒指導部会 (毎週水曜日) いじめに関する情報交換 ○情報交換 (毎月の職員会議)
2 学期	○Q U 検査 (11月)    ○三者面談 (12月/個別相談) ○Q U 検査を活用した学級経営について (12月/校内研修) ○いじめアンケート (12月/期末テスト終了後)	
3 学期	○二者面談 (2月/個別相談) ○いじめアンケート (3月/期末テスト終了後) ○次年度に向けて情報共有 (3月/校内研修)	